

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第四条第一項の規定に基づき、同法  
第五条から第八条までの規定による手続を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等を指定する件

(平成三十年三月三十日経済産業省告示第五十二号)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)第四  
条第一項の規定に基づき、同法第五条から第八条までの規定による手続を実施する再生可能エネルギー発電  
設備の区分等を次のとおり指定し、平成三十年四月一日から適用する。なお、平成二十九年経済産業省告示  
第三十七号は、平成三十年三月三十一日限り、廃止する。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第四条第一項に規定する同法第五条  
から第八条までの規定による手続を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等は、電気事業者による再  
生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成二十四年経済産業省令第四十六号)第三条  
第四号、第二十七号及び第二十八号に掲げる設備の区分等とする。